

新潟県公安委員会規則第6号

新潟県確認事務の委託の手續等に関する細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月28日

新潟県公安委員会

委員長 和田 裕

新潟県確認事務の委託の手續等に関する細則の一部を改正する規則

新潟県確認事務の委託の手續等に関する細則（平成17年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>別記様式第7号（第7条関係） （表）</p> <p>（略） 駐車監視員資格者講習受講申込書 （略）</p> <p>（裏）</p> <p>注意事項</p> <p>駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。</p> <p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none">禁錮以上の刑に処せられ、又は<u>道路交通法第119条の2の4第2項</u>の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 <p>（略）</p> | <p>別記様式第7号（第7条関係） （表）</p> <p>（略） 駐車監視員資格者講習受講申込書 （略）</p> <p>（裏）</p> <p>注意事項</p> <p>駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。</p> <p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none">禁錮以上の刑に処せられ、又は<u>道路交通法第119条の2の2第2項</u>の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 <p>（略）</p> |

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。